○釧路市営住宅条例

平成17年10月11日

釧路市条例第202号

（入居者の選考）

第９条　市長は、入居申込者の数が公募により入居させるべき市公営住宅の戸数を超える場合には、当該入居申込者の住宅に困窮する実情を調査して、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、その住宅に困窮する度合い（以下「住宅困窮度」という。）の高い順により入居者を選考するものとする。

(1)　住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者

(2)　他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者

(3)　住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある者

(4)　正当な事由による立退きの要求を受け、適当な立退き先がないため困窮している者（自己の責めに帰すべき事由に基づく場合を除く。）

(5)　住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は収入に比して著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている者

(6)　前各号に掲げる者のほか現に住宅に困窮していることが明らかな者

２　前項の場合において、同項各号のいずれかに該当する者の住宅困窮度の順を定め難いときは、市長は、公開抽せんにより入居順位を定めるものとする。

３　市長は、高齢者等世帯向け住宅（高齢者等世帯を優先して入居させるための市公営住宅をいう。）その他の規則で定める特定の目的のための市公営住宅として、あらかじめ市長が指定した市公営住宅に係る入居者の選考においては、第１項各号のいずれかに該当する者のうち当該市公営住宅に係る当該特定の目的に応じ規則で定める条件を具備する者を優先することができる。

（管理に関する規定の準用）

第52条　改良住宅の管理については、第45条から前条までの規定によるほか、改良住宅を市公営住宅とみなして、第４条、第６条第１項及び第３項、第７条、第８条第１項、第９条から第16条まで、第20条、第21条第１項、第22条、第23条、第29条、第30条第１項、第31条、第35条、第36条第１項及び第２項並びに第37条の規定を準用する。ただし、第４条、第６条第１項及び第３項、第７条、第８条第１項並びに第９条から第11条までの規定は、第45条第２項の規定により入居させる場合に限る。

２　前項の場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。